

はしがき

2011年の春は、東日本大震災、大津波、さらに原子力発電所事故と未曾有の大災害となった。まず、亡くなられた多くの方々のご冥福と行方不明の方々のご無事をお祈りしたい。そして、いまだ余儀なく避難生活や仮設住宅生活をされている被災地の方々の地域復興を願いつつ、日本国憲法22条には「居住・移転の自由」を基本的人権の1つとして保障しているが、生まれ育った地や住みなれた地に住み続ける権利も保障されるとらえたい。そこには、物理的な被災への支援だけでなく、心理的な面への支えがいかに重要であるか、そのためには人権を視点に何をすべきかが問われているといえよう。

ところで、「じんけん」と聞いたとき、どのような言葉を思い浮かべるだろうか。辞典には、人件、人絹、人権、仁賢、人言、尽言と書かれており、各人の年齢、立場、地域、興味などの違いによって、イメージする言葉も異なってくる。こうした言葉の受止め方の違いは、人権問題を学習する際に重要となる。

しかも、私たちが「人権」を実際に学んで知る範囲は狭く、実際に経験したことによる学びから得ることも多いとはいえない。加えて、日本国憲法が制定されたときには権利と考えられていなかった「新しい人権」が創り出されており、人権の概念も広範囲となっている。この新しい人権は、憲法13条の幸福追求権から導かれる人権と考えられ、プライバシーの権利、環境権、自己決定権、日照権、嫌煙権、健康権、情報権、アクセス権などが主張されている。

本著は、こうした人権に関するさまざまなイメージを現在の社会的な課題と重ねつつ、用語解説、最新の情報・資料、判例・学説などをとおして解説し、「人権」を論じている。

また、本著は既刊の『初めての社会保障論』、『新・初めての法学』、『新・初めての憲法』、そして『初めての人権』に続く初めてシリーズである。今回も、人権に関する教育研究者だけでなく現場経験のある先生方も執筆されている。

はしがき

したがって本著が、広い分野の方々の学習、教育、研修、研究への一助となることを願っている。

さらに、「人権」に関心を持つことが、私たちの幸せへの第一歩であることを願って「もう一人の自分からの手紙」を紹介したい。

気づいてください、
自分が無関心であることを。
気づいてください、
無意識のうちに人を傷つけているかもしれないことを。
気づいてください、
その痛みや悲しみを。
気づいてください、
誰もが幸せに生きる権利があることを。
そう、気づいてください、
人を思いやるのは人であることを。

出典：兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会より

最後に、本書の出版を快くお引受けいただいた法律文化社・代表取締役社長の田藤純子氏、編集および校正などにご尽力いただいた編集部の小西英央氏に、記してお礼申し上げます。

2011年11月

執筆者を代表して
古橋 エツ子